

## 東京カルチャーカルチャー貸切利用規約

### 1. 利用規約の目的

この「東京カルチャーカルチャー貸切利用規約」(以下「利用規約」という)は、株式会社ドリームスタイラー(以下「当社」という)が、会場貸切利用を希望する者(以下「利用者」という)に、「東京カルチャーカルチャー」(以下、「当会場」という)を貸渡し、利用者がこれを借受けて、利用することに関する詳細を定めることを目的とする。

### 2. 利用契約

- ① 当会場利用にあたり、当社が提示した空き状況と利用者が希望する日程が合致した場合、利用者は仮予約を行う。当社は仮予約の時点より仮予約にかかる日程を利用者のために確保するものとする。
- ② 仮予約期間は日程を確保した日から2週間とし、利用者は仮予約期間に当会場の利用の有無、または仮予約のキャンセル、仮予約期間延長を当社に伝えるものとする。
- ③ 利用者から当社に仮予約期間延長の申し出が無かった場合は、期間が経過した時点で仮予約はキャンセルされるものとする。
- ④ 利用者が利用規約に同意の上、仮予約期間中に当会場を利用する意向を当社に伝え、当社が利用者に当会場利用を可とする場合は、当社は利用者に「貸切利用申込書」を送付するものとする。なお当社から利用者に「貸切利用申込書」を送付した時点で東京カルチャーカルチャー貸切利用契約(以下「貸切利用契約」という)は成立したものとする。
- ⑤ 利用者は「貸切利用申込書」に署名・捺印の上で当社に提出するものとする。

### 3. 支払い

- ① 利用者は、当会場利用当日の翌月末までに当社指定の銀行口座振込みにて支払うものとする。尚、当社が必要と判断した場合、利用者は前払金を支払うものとする。
- ② 利用者が前項の支払いを行う際の振込手数料は、利用者が負担するものとする。
- ③ 支払い期日までに履行しない場合、利用者は、遅延金額に対し当該期日の翌日から履行日までの14.6%の割合(1年を365日とする日割計算)による遅延損害金を加算して当社に支払わなければならない。

### 4. 利用時間と利用料

- ① 当会場の利用可能時間は8:00~22:00とし、利用者の搬入・設営・撤収・搬出に要する時間は契約時に確定した利用時間内に含めるものとする。
- ② 当会場の利用料は、「貸切利用申込書」に定める。
- ③ 利用当日、契約時の利用時間を超過した場合は、別途延長料を加算する。ただし、前後

に別の利用者がいた場合、利用時間の超過に応じられない場合がある。

- ④ 当社は、利用者が次の条件に該当する場合に利用料のほかに追加料金を徴収することがある。
- I. 当会場の設備・機材・備品等以外の特殊機材・備品の持込を行う場合
  - II. 物品の販売等を行う場合
  - III. 飲食物の持ち込みを行う場合
  - IV. 利用可能時間外に搬入・搬出を行う必要がある場合

利用者が前号に該当する場合、申込時に当社担当者へ相談するものとする。

## 5. 注意事項

- ① 利用者は、来場者の受付、整理・誘導、会場の整備・整理、及び盗難・事故防止には、利用者側にて責任を持って行うものとする。ただし、当会場の外（東京カルチャーカルチャー入居ビル「渋谷ココチ」内）に誘導人員を配置する場合、利用者は当社へ了解を得るものとする。
- ② 利用者は、催事前後に来場者による会場付近での長時間滞留、騒音、事故等による近隣への影響がないよう、利用者側が責任もって指示するものとする。
- ③ 利用者は、法令に定められた関係官公庁への届出及び許可申請等、ならびに関係機関への届出等を利用者の責任と負担で行う。なお利用者は、届出及び許可申請等を行う内容について事前に当社の承諾を受けるものとする。利用者による届出、許可申請等の不備または関係官公庁及び関係機関から受けた指示の内容に従わなかったことに起因して、利用者とその関係者、利用者が直接依頼した関連業者、出演者、来場者、およびその他催事に関連する第三者（以下、「利用者とするすべての関係者」という）に生じた損害は、利用者が一切の責任を負担するものとする。
- ④ 利用者は、来場者の人数をカウントし、必ず当社に報告するものとする。
- ⑤ 当会場利用に伴い、利用者とするすべての関係者に発生した人身事故もしくは物損事故および物品の盗難・紛失・破損等の事件、事故などによる一切の損害は、当社に故意または過失がない限り、当社は一切の責任を負わない。

## 6. 禁止事項

- ① 当会場に危険物を持ち込まないこと。
- ② 当会場は火気センサー連動スプリンクラー完備のため、一切の火気を持ち込まないこと。
- ③ 当会場に、暴力団その他反社会的勢力ならびにその構成員及び関係者を入場させないこと。

## 7. 搬入・搬出、装飾に関する規則

- ① 利用者は、利用者とするすべての関係者が行う搬入・搬出、装飾に関して当社の了解を得る

ものとし、次の規則に従うこととする。

- I. 物品の搬入・搬出は業務用エレベーターから行い、車両を使用する場合は渋谷コ  
コチ指定の搬入スペースを利用すること。
- II. 搬入・搬出、装飾に際しては、店内美観・導線等を考慮し一定のルールで実施する  
こととし、各種消防設備や安全機能を損なう行為や装飾を行わないこと。
- III. 当会場の設備・機材・備品等の移動または撤去する場合、利用終了時までには必ず  
元の状態に復元すること。
- IV. ゴミは当社の指定する方法で分別すること。ただし、当社は、当社が委託するゴミ処  
理業者で通常費用とは別途費用が発生する場合、利用料とあわせてその費用を利用  
者に請求することがある。
- V. 搬入・搬出に際し宅配便等を使用する場合、当社に到着日・発送日を報告し、当社  
の了解を得ること。ただし、当社は、会場利用当日の前後の予約状況により宅急便  
の到着日・発送日の変更を依頼する場合がある。

#### 8. キャンセル

利用者は、貸切利用契約成立以後に会場利用をキャンセルする場合、「貸切利用申込書」に  
定めるキャンセル料を、当会場利用予定だった日の翌月末までに当社指定の銀行口座に振  
込みにて支払うものとする。その際の振込手数料は利用者が負担するものとする。

#### 9. 解約

- ① 当社は、利用者とするすべての関係者が次の事項に該当すると認められた場合、貸切利用  
契約を断るか、既に貸切利用契約が成立している場合でも解約することができる。この場  
合、利用者は催事実施中であるか否かを問わず、当社の指示に従い、当会場利用を停  
止し、原状回復等の利用契約終了に伴う措置を行わなければならない。
  - I. 「貸切利用申込書」記載の内容が、利用内容と相違している場合、または虚偽の記  
載があった場合。
  - II. この利用規約の一部または全部に違反した場合。
  - III. 利用内容が、当社が提供する商品・サービス等と競合する内容で、かつ当社が不承  
認と判断した場合。
  - IV. 他の利用者もしくは渋谷ココチ内テナントとその関係者、または来館者・会場周辺及  
び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあると判断された場合。
  - V. 利用内容によって当社もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じた場合、または  
そのおそれがある場合。
  - VI. 利用者が支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、または不渡り処分を受  
けた場合。
  - VII. 利用者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申

立て、または公租公課の滞納処分等を受けた場合。

VIII. 利用者に対する私的整理の開始、破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立て等の事実が生じた場合。

IX. 当会場または渋谷ココチの設備・機材・備品等を損傷する恐れがあると認められる場合。

X. 法令又は公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合。

XI. その他施設の管理・運営上、支障があると認められる場合。

② 前項によって利用契約が終了したときは、当社は、利用者に対し、利用料金を始めとする既受領の利用料金を一切返還しない。

③ 第①項の解約により、利用者または第三者に損害が生じた場合、利用者は利用者の責任と負担で処理解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけない。また、当該解約により当社に損害が生じた場合、利用者は当社に損害を賠償するものとする。

#### 10. 損害賠償

利用者は、利用者とするすべての関係者により当会場の設備・機材・備品等に損傷・紛失等の損害が発生した場合は、その損害賠償金を負担するものとする。

#### 11. 当社事由による払い戻し

当社は、不測の事故、天災、テロ等により当会場の設備・機材・備品等に支障をきたし貸切利用が出来なくなった場合、利用者に対し既受領の利用料金を払い戻す。ただしその際に利用者側で発生する損害についての保障はしない。

#### 12. 利用権の譲渡

利用者は、利用規約に基づく権利を第三者に譲渡することはできない。

#### 13. 反社会的勢力の排除

① 利用者は、当社に対し、利用者(利用者が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者)、利用者の親会社、子会社、および関連会社ならびにそれらの代理人、代表者、従業員等(以下あわせて「利用者等」)が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

I. 暴力団

II. 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

III. 暴力団準構成員

IV. 暴力団関係企業

V. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等の反社会的勢力

VI. 前各号の共生者

VII. その他前各号に準ずる者

- ② 利用者は、利用者等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号のいずれかの事由に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
  - I. 暴力的な要求行為
  - II. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - III. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - IV. 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社もしくは第三者の信用を棄損し、またはその業務を妨害する行為
  - V. その他前各号に準ずる行為
- ③ 利用者が前二項の規定に該当すると判明した場合、当社は催告をすることなく、利用規約を解除することができるものとする。
- ④ 当社が、前項の規定により、利用規約を解除した場合において、当社はこれにより利用者が生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
- ⑤ 第③項の規定により、当社が利用規約を解除した場合において、利用者は、当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

14. 利用規約の変更等

- ① この利用規約は、予告なく変更される場合があるものとする。
- ② 利用規約が変更された場合、利用者と当社との間の利用契約には、変更後の利用規約が当然に適用されるものとする。

15. 管轄裁判所利用

契約または利用契約に関連して利用者と当社との間で紛争または調停が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

16. 定めなき事項

利用規約に定めなき事項は、利用者と当社が、誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

以上